

議案第 89 号

狭山市職員定数条例の一部を改正する条例

狭山市職員定数条例（昭和 35 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「844 人」を「760 人」に改め、同項第 7 号中「221 人」を「122 人」に改め、同項第 9 号中「45 人」を「68 人」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 11 月 25 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用させるため、市長の事務部局の職員及び企業職員の定数を改めるとともに、職員数の現状をかんがみ、教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の定数を改め、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。